

一般競争入札公告

「令和7年度沖縄県生涯学習に関する県民意識調査」の業務委託について、一般競争入札に付するので次のとおり公告する。

令和7年3月5日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和7年度沖縄県生涯学習に関する県民意識調査
- (2) 委託業務の内容等 仕様書及び契約書案による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (2) 営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上であること。
- (3) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者
- (4) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、意識調査又はこれに類する業務の受託について契約を締結し、誠実に履行した実績があること。
- (5) 上記のほか、沖縄県が示す委託業務の内容を確実に遂行できること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者、若しくは申立てがなされた者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (4) 次に掲げるものに該当する者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下、「暴力団等反社会勢力」という）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者
- (5) 労働基準法等の労働関係法令を遵守していない者

4 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以

下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(4)ウに掲げる場所へ提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等は次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

ウ 県税（事業税及び県民税）に関し、滞納がないことを示す証明書

エ 同種・同規模契約の履行証明書

オ 返信用封筒（入札参加資格確認結果通知用）

長形3号の封筒に460円分の切手（定形郵便及び簡易書留の料金）を貼り付け、申請者の住所、宛名等を記載したもの。

※イ及びウについては、交付から3か月以内のものとする。

(3) 申請書及び仕様書等の入手方法

申請書及び仕様書等は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(4) 申請書等の受付期間等

郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達状況が記録される方法で提出すること。直接持参する場合は、受付時間内に持参すること。

ア 受付期間 この公告の日から令和7年3月17日（月曜日）午後3時まで（必着）

※土・日・祝日を除く

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）

ウ 提出場所及び連絡先

沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎4階

TEL：098-864-0474 E-mail：manabee@pref.okinawa.lg.jp

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果

令和7年3月25日（火曜日）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を郵便等により通知する。

(6) その他

本公告に従い申請された一般競争入札参加資格の確認結果は、1(1)に示す業務の一般競争入札に限り適用する。

5 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和7年3月17日（月曜日）まで

(2) 場所 沖縄県公式ホームページ

6 入札に関する質問及び回答

入札に係る手続き、契約条項、仕様書等について質問がある場合は、質問書を4(4)ウで定める連絡先に、電子メールで提出すること。

(1) 提出期限 令和7年3月11日（火曜日）午後3時まで

(2) 回答 令和7年3月13日（木曜日）までに、沖縄県公式ホームページに掲載する。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月8日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県南部合同庁舎4階第2会議室（那覇市旭町116-37）

8 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（消費税を含む金額）の100分の5以上の金額を県に納付すること。次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書の写しを提出期限までに提出した場合
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行した実績について証明する書類を提出期限までに提出した場合

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者の行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 最低制限価格は設定しない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

特記事項

本入札は、令和7年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合には、入札を行わない。